

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	介護保険関係業務費補助金	事業開始年度	平成12年度	作成責任者		
担当部局庁	老健局	担当課室	介護保険計画課	介護保険計画課長 古川 夏樹		
会計区分	一般会計	上位政策	介護保険制度の適切な運営等に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	介護保険法第160条	関係する計画、通知等	介護保険関係業務費補助金の国庫補助について(平成18年3月31日厚生労働省発第0331010号厚生労働事務次官通知)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	介護保険法第160条に規定する介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	支払基金の介護保険関係業務に要する事務処理経費を補助する。 ○ 介護保険関係業務 医療保険者から納付金(2号被保険者の保険料)を徴収し、介護保険者に対して、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として介護保険給付の30%負担分を交付する。					
実施状況	1657介護保険者(1811市町村)(平成20年4月1日現在)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	233	233	233	233	233
	執行額	233	233	233(見込)		
	執行率	100%	100%	100%(見込)		
	総事業費(執行ベース)	234	233	233(見込)		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支払基金は、毎事業年度、厚生労働省へ財務諸表、事業実績報告書の提出を行うこととなっており、支出先及び支出内容の把握が可能となっている。また、毎事業年度、監査法人による外部監査並びに支払基金本部監事による監査を実施しており、支出及び業務の効率化に努めている。				
	見直しの余地	システム運用経費等において、コストと効果の分析を行った上で、今後も業務が円滑かつ適切に行われるよう引き続き効率化、支出の削減に努める。				
予算監視の所見・効率化	事業の必要性、執行の観点からの評価としては、概ね妥当であるが、引き続き効率的な執行に努めること					
補記						

厚生労働省
平成20年度 233百万円

社会保険診療報酬支払基金が行う事務処理を効率的かつ正確に行うために、交付要綱に基づき補助金の交付を行う。

A.社会保険診療報酬支払基金
平成20年度 233百万円

介護保険制度の円滑な実施のため、医療保険者からの納付金の賦課及び徴収事務と、市町村への交付金の交付事務を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかにつ
いて補足する)
(単位:百万円)

A.社会保険診療報酬支払基金			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委託費	システム運用経費等	124			
人件費	介護保険関係業務に係る人件費	77			
使用料及び賃借料	事務室借上料	22			
通信費	事務用電話郵便料	6			
水道光熱費	事務室光熱費	2			
印刷製本費	財務諸表等	1			
消耗機材費	コピー用紙等消耗品購入代	1			
計		233	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)